

処遇改善等加算に係る指導監査について

1 処遇改善等加算に係る指導監査の概要	1	(3) 処遇改善等加算に係る指導監査結果の総括	4
(1) 指導監査の枠組み	1		
(2) 実地指導の手順	2		
(3) 実地指導の全体像及び挙証資料	3		
2 令和6年指導監査の結果報告	4		
(1) 令和6年度指導監査の実施概要	4		
(2) 令和6年度指導監査の対象	4		

(川崎市こども未来局 監査担当)

1 処遇改善等加算に係る指導監査の概要

(1) 指導監査の枠組み

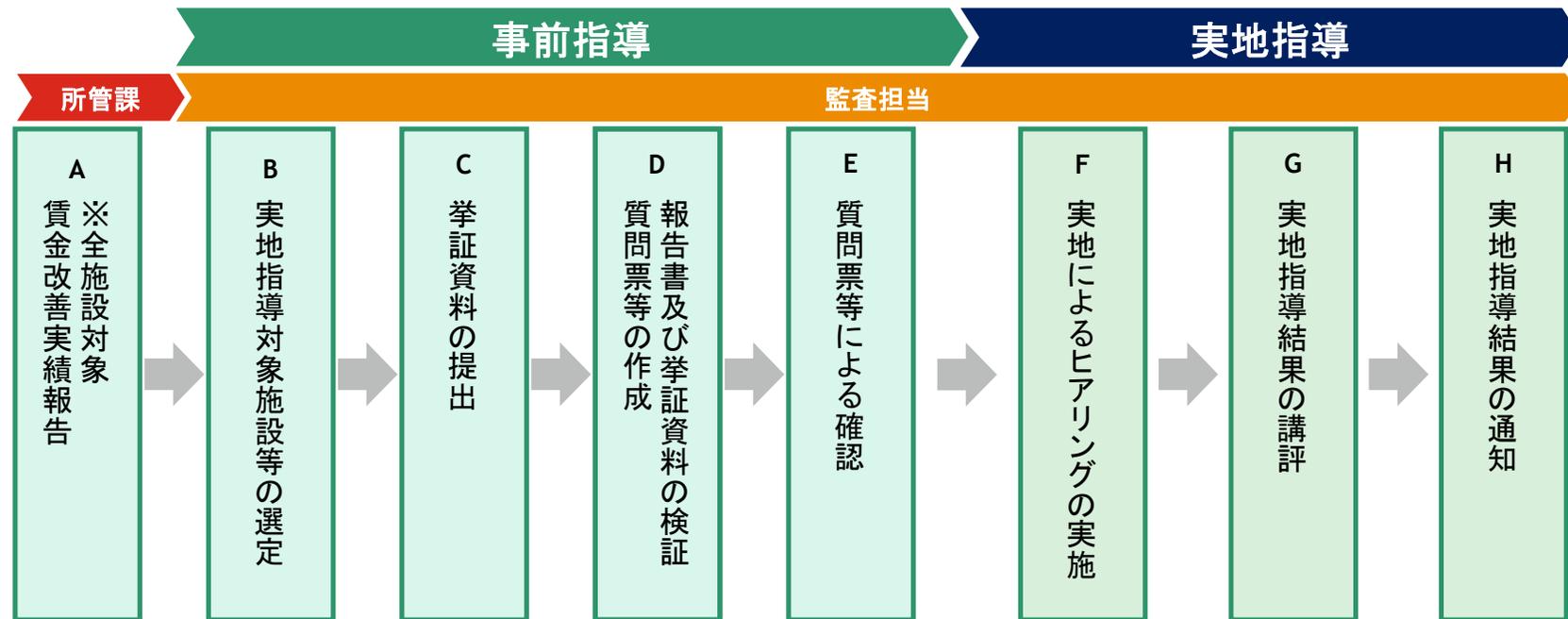
処遇改善等加算による賃金改善がより適正かつ円滑に執行されるために、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等指導監査」の中で、賃金改善の実施状況に係る検証を重点的に行うこととする。

指導監査の枠組み		概要
指導	集団指導	予算説明会、監査説明会、講習会等により処遇改善等加算の制度、指導監査の周知
	実地指導	事前の実績報告書・挙証資料の提出を求め検証を行い、児童福祉法に基づく指導監査に併せて実施。
監査		要確認情報や実地指導において確認した情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施

1 処遇改善等加算に係る指導監査の概要

(2) 実地指導の手順

- 指導監査等に併せて実地指導を行う。
- 実地指導に向けて事前に挙証資料(賃金台帳、給与規程等)の提出を求め検証を行う。
- 本市すべての法人等(1法人等につき1施設等)が、一定期間内に実地指導対象となるように、毎年市が選定した施設等について実地指導を行う(ローテーション方式)。



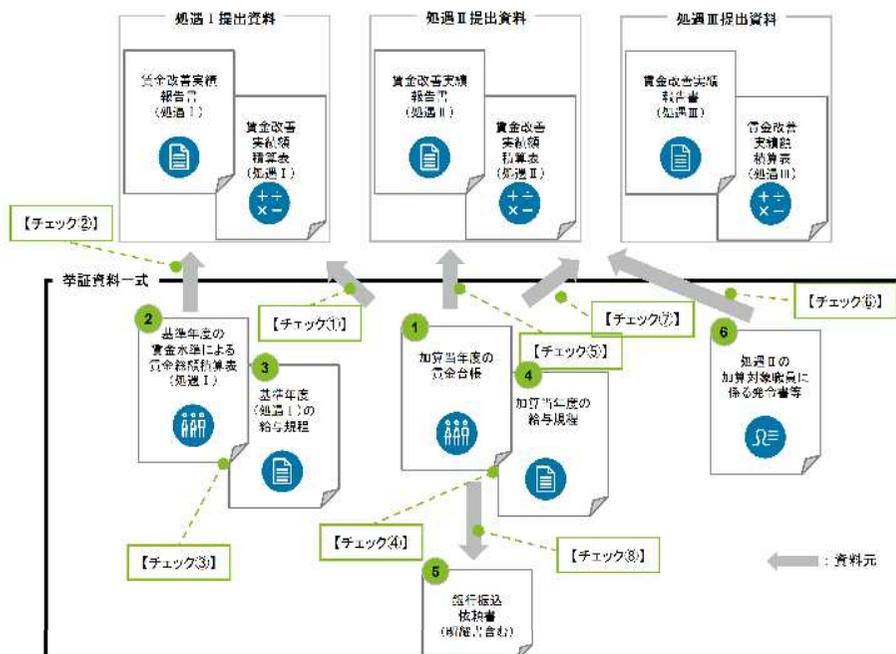
※監査日程によっては、実地指導を書面により実施する場合があります。

1 処遇改善等加算に係る指導監査の概要

(3) 実地指導の全体像及び挙証資料

ア 全体像

処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの報告書および賃金改善実績積算について、右記の提出頂く挙証資料の整合性の確認を実施します。



イ 挙証資料

No.	資料名	概要
1	加算当年度の賃金台帳	給与の総支給額(基本給・手当等)から個人負担分の社会保険料等の控除項目を差し引き、給与の差引支給額が計算されているもの
2	基準年度の賃金水準による賃金総額積算表(処遇Ⅰ)	基準年度の職員毎の賃金総額、またその計算過程となる給与(基本給・手当等)、社会保険料等の事業主負担分の集計表
3	基準年度の給与規程および給与表(非常勤職員の雇用契約書等を含む)	基準年度の職員給与(基本給・手当等)の計算・支払方法などが規定されているもの
4	加算当年度の給与規程および給与表(非常勤職員の雇用契約書等を含む)	加算当年度の職員給与(基本給・手当等)の計算・支払方法などが規定されているもの
5	銀行振込依頼書(明細書含む) ※各職員に対する支給の事実が確認できる資料	実際に職員へ給与を振り込んだ結果が記載されている外部証憑
6	処遇Ⅱの加算対象職員に係る発令書等	処遇Ⅱの加算対象職員への加算対象に相当する職位の発令や職務命令があったことが分かるもの(副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位・役割を確認するための発令書または通知)

2 令和6年指導監査の結果報告

(1) 令和6年度指導監査の実施概要

令和4年度に実施した処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの賃金改善状況の実態について、賃金改善実績報告書と挙証資料との整合性の検証を行うことにより指導監査を実施。

なお、管轄する施設数が多いため、各法人1施設をローテーション方式により選定し、これを母集団として無作為抽出した施設を対象。

必要に応じて質問票等により挙証資料の不明点を確認。

(2) 令和6年度指導監査の対象

対象施設	対象件数	母集団	割合
保育所 小規模保育事業 (A・B・C型) 家庭的保育事業 幼保連携型認定こども園	28か所	216法人	13%

(3) 処遇改善等加算に係る指導監査結果の総括

<処遇改善等加算Ⅰ>

指導監査の結果、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善の考え方が十分に浸透しておらず、報告書に記載されている賃金総額において、集計誤りなどの形式的な不備だけでなく、十分な賃金改善がなされていない不備も見受けられました。これは、各施設における報告書作成の作業手順が明確に定まっていないことや制度に対する理解不足に起因すると考えられます。

<処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ>

指導監査の結果、処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲによる賃金改善については、月額支給額・支給実施月数等の誤り、残額の未払いなどの不備が見受けられました。これは、給付された処遇改善等加算額を法人または施設内部で管理できていないことに起因すると考えられます。